

論文

フランス アニマシオンセンターの音楽教育における「音楽の民主化」政策の 実際

ーパリ市を中心としてー

水崎 富美

1. 本稿の課題

本稿は、社会教育施設として音楽のアマチュア市民形成を行っている、パリ市の「アニマシオンセンター (Centre d'animation)」¹を中心に音楽教育における「音楽の民主化 (Démocratisation musicale)」²政策の実際を明らかにすることを目的としている。

これまで音楽教育研究領域においては、アニマシオンセンターでの音楽教育については十分に考察されてこなかった。

その理由にはいくつかを挙げることができる。まず、音楽教育における音楽概念が専門のクラシックを中心とする音楽専門教育を基本としてきたところにあると思われる³。フランスにおいても音楽教育システムを考察する場合、管轄省庁の厳密な区分によって運営されており、音楽専門教育以外の青少年・スポーツ局の担当するアニマシオンセンターは見過ごされていた。

またもう一つの理由として、資料的な問題がある。パリ市は、アニマシオンセンターに関して、市史や年次報告書類を継続的に生産していない。市は、実際の運営・管理・活動内容を詳細に把握しておらず、個々の区およびアニマシオンセンターに任せているために、体系的な研究文献や資料が存在しにくい状況にある。

さらに、日本の研究者にとって、日本には存在しないアニマシオンセンターは、研究領域として可視化されにくい状況にあったことも理由として挙げることができる。

筆者はコンセルヴァトワールを始め、これまでアマチュア音楽家の形成を目的とするフランスの音楽教育における諸施設やフェスティ

バル等について明らかにしてきた⁴。

本稿では、パリ市のアニマシオンセンターを中心に、近年の「音楽の民主化」政策の実際を考察し、同じく、アマチュア市民形成を行っている区ごとのコンセルヴァトワールと比較しつつ、音楽教育システムにおけるアニマシオンセンターの位置づけを行う。

研究方法

パリ市のアニマシオンセンターを明らかにするには、これまで、その具体的な内容が殆ど明らかにされてこなかったために、いくつかのアニマシオンセンター全体に関わる次のような事項を明らかにする必要がある。すなわち、目的と設置状況、受講資格と受講料金システム、管理と運営、音楽教育活動の内容、授業時間、施設状況、教材、教師等についてである。

本稿では、2007年3月から2008年3月におけるフランス調査に基づいて収集した資料および担当者へのインタビューを基本的な資料とする。

収集資料は、各アニマシオンセンター（全20区）における資料、パリ市の青少年・スポーツ局担当者からの議会における資料、市が配布しているアニマシオンセンターのガイドブック（後述）、地域の学校や音楽施設との連携を行っている音楽および文化関連のアソシエーションの資料等を用いる。また、インタビューとしては、実際のアニマシオンセンター施設への現地訪問による、センター長、市民と直接に接しているアニマシオンセンターの受付担当者へのインタビュー、アニマシオンセンターを管理する青少年・スポーツ局の総合責任者へのインタビューに基づき考察する。

2. パリ市のアニメーションセンターの目的と設置状況

パリのアニメーションセンターは、以前は「青年と文化の家 (Maison des Jeunes et de la Culture : MJC⁵)」と呼ばれていたが、1980年代に現在の名称になった⁶。

アニメーションという用語は、1950年以降に登場した概念で、「活性化させる、活気づかせる」という意味の動詞 *animer* が名詞化したものである。この概念は、「大人のスポーツ、娯楽活動から学習活動に留まらず、子どもの学校外活動までを含む広い領域を包摂する、いわば、人間の自発性にもとづいた積極的な文化・余暇活動の全体を指す」ものである⁷。

特に、第4次経済社会発展計画(1962-65年)および同第5次計画(1966-70年)における、「経済発展と均衡のとれた文化発展」の流れの中で、多くの社会・文化施設が増加し、その質的充実が図られた。施設としては、MJCをはじめ、子どもの余暇のためのセンター、バカンスセンター、文化の家、文化アニメーションセンター、社会センター及び社会・文化センター、自治体の文化センターなどが設置されるようになった⁸。

現在、パリ市内には47のアニメーションセンターがある。その目的は、異なった社会的な階層、人種、失業しているか否かといった現在の社会的な地位に関わりなく、余暇(活動)にアクセスする権利を保障することにある⁹。

パリ市では、とりわけ2001年以来、市長以下、その作業チームの推進のもとで、身近で使いやすくそして種々の発見することができる場、仲間と集うことができる場、また、開放、(諸能力の=引用者)開花、そして、とりわけ異なる文化・国籍の人々の社会的結合が出来る場を作り上げることを目指している¹⁰。

実際の利用者数に関しては、現在(2006-2007年度)、アニメーションセンターには、毎週、55,000人(週)の利用者数があり、その内訳は、0~11歳が39%、12~17歳が13%、18~25歳が8%、26歳~59歳が34%、60歳

以上が6%と青少年の活動の場として大きな役割を果たしている¹¹。

パリ市内のアニメーションセンターは、後述するように、市とアソシアシオンとの契約によって管理・運営がなされているが、基本的には区ごとの単位になっている。1区~4区の場合を除けば、各区に一つ以上が設置され、さらに、年々増設されている。

このようにアニメーションセンターが各区内で複数設置されるのは、余暇(活動)にアクセスすることが権利であり、それを保障するには「身近さ」が第一要件となると考えられているからである。

アニメーションセンターの設置場所は、パリの北側および南東という移民の多い地区に目立っている¹²。パリ市の人口について1区~4区の合計は101,396人、5区は58,849人、また、11区は149,102人、12区は136,591人、13区は171,533人、14区は132,844人、15区は225,362人、16区は161,773人、19区は172,730人、20区は182,952人である¹³。

また、設置場所を多くし行きやすくするばかりでなく、その他にもアニメーションセンターにアクセスしやすいようにいくつかの具体的な手法が採用されている。例えば、パリ市内のアニメーションセンターの施設の入り口にはすべて、青い80センチほどの正方形の看板が設置されており、他の区の住民にも認識しやすいものとなっている。また、各アニメーションセンターの入り口にはパンフレットが置かれ、常時、複数の受付担当者が説明を行っている。さらに、アクセスに必要な活動や料金に関する情報は、各区役所と、内容は限定されるが、インターネット上にも公開されて、利用者に気軽に情報を与えている。

市民に配布されているパンフレットにも2種類がある。パリ市が作成する *Centres d'animation le guide* (以下ガイドブックと表記する) と各アニメーションを管理・運営しているアソシアシオンと各アニメーションセンターが共同で作成する区ごと(場合によってはアニ

マシオンセンターごと) のプログラムである。市のガイドブックは市内全 20 区の概要、地図、活動内容を収録しており、場所・活動を比較することが可能な冊子である。区ごとのプログラムは、毎年 10 月初旬から中旬に配布され、各講座の活動内容・曜日や時間などを知ることが出来る。

3. 受講資格と受講料金システム

アニメーションセンターの受講資格は特に無い(但し、身体的活動・スポーツに活動を希望する場合は医療証明書の提出を求められる)。入学試験も行われておらず、関心を持ったどの市民にも、条件なく自由に参加が許されている。

次に、料金システムを見てみよう。参加希望者は保険料(CAF)の証明書あるいは、年間の QF 計算を示した学校の支払書、前年の課税状況に関する資料等を提出する。QF とは家族、月収とすべての家族手当を合計したものを分担数で割ったものである。分担数とは家族構成を考慮した割引率を表し、それは市によって定められている。具体的には、子どもの分担数は

0.5、大人の分担数は 1 で計算し、ひとり親家庭で子どもが二人いる場合は計 2、夫婦と子ども二人の場合は計 3 のようになる。ただし、親がひとりで第三子目の子どもの場合の分担数は 1 である。以上によって求められた QF の数に従って、表 1 に示す年間受講料を支払うことになる。

また、この他にも料金減額システムがある。26 歳以下の奨学金を受けている学生や見習い、同一家族の二人目以上の子ども、児童のための社会手当(L'Aide Sociale à l'Enfance)の援助を受けている利用者、例えば、子どもを守る公的サービスを行っている協会やそれに類する管轄にいる青少年(家族に問題があり実の親と住んでいないといった)に対するものであり、子どもや家族の状況に応じた細かい料金体系となっている¹⁴。

この料金は 2006 年に全面的に改定されたもので、市によれば、「社会的に公平な基準は各区のアニメーションセンターへの民主的なアクセスを可能にする」ためであるとする¹⁵。

表 1 アニメーション 音楽個人教授 料金表

26 歳まで

単位ユーロ

	QF1	QF2	QF3	QF4	QF5	QF6	QF7	QF8
20 分	157.50	189.00	220.50	252.00	283.50	315.00	346.50	378.00
30 分	240.00	288.00	336.00	384.00	432.00	480.00	528.00	576.00
1 時間	157.50	189.00	220.50	252.00	283.50	315.00	346.50	378.00

* 1 時間の料金は 3 人で 1 時間、1 人 20 分を想定している。 Mairie de Paris, "Centres d'animation le guide 2007-2008"

表 2 グループ受講の場合の料金表

$$\text{家族係数} = \frac{\text{月収} + \text{すべての家族手当}}{\text{分担数}}$$

	QF1	<	234 €
234 € <	QF2	<	384 €
384 € <	QF3	<	548 €
548 € <	QF4	<	959 €
959 € <	QF5	<	1,370 €
1,370 € <	QF6	<	1,500 €
1,500 € <	QF7	<	2,100 €
2,100 € <	QF8		

改正以前は、区ごとにアニメーションセンターの料金は異なっており、同じ受講者が同年に二つ目のクラスを受講する場合などには一部の減額システムはあったものの、家族状況とは関係なく決められていた。

また、この改正では、受講時間や内容についても細かく設定されることになり、参加しやすくなった¹⁶。

以上のような料金システムを導入することで、これまで音楽文化に金銭面や時間面の理由でアクセスできなかった人々の参加を可能にするようにした。また、パリ市のどの地域の住人であっても、すべてのアニメーションセンターで、多様な音楽体験に参加することも可能となった。一般に音楽活動には経済的負担があると考えられている。しかし、この多様な家族状況に対応させた改定は、新たに見出された具体的手法であり、極めて重要な改革であったといえる¹⁷。

4. アニメーションセンターの管理担当と運営

アニメーションセンターを統括するパリ市の担当部署は、青少年・スポーツ局（以下 DJS と略す）である。次頁の図1に示したのがアニメーションセンターの管理・運営組織図である。

この部局は、厳密に言えば、「青少年局」と「スポーツ局」に分かれており、アニメーションセンターを担当するのは、人間形成、市民形成、青少年の自立への支援を主に行う「青少年局」である。また、各区には、アニメーションセンターを直接に管理・運営しているアソシアシオンがある。

アソシアシオンとは、1901年7月1日の「アソシアシオンの契約に関する法律」によって規定されたもので、「2人またはそれ以上の複数人が、利益配分以外の目的で知識や活動を永続的に共有する協約体である」（第一条）と定められている。共通のテーマがあれば自由に結成できる。1990年代以降、毎年約6万のアソシアシオンが設立されており、分野別では文化やスポーツが上位を占めており、特に子どもをめ

ぐるサービス提供が占める割合が多い。

アソシアシオンには無届型アソシアシオン (associations non-déclarées) と公益認可型アソシアシオン (associations reconnues d'utilité publique) があり¹⁸、アニメーションセンターとの契約をしているアソシアシオンはすべて後者である。これらのアソシアシオンは、DJS と4年に一度、契約を更新して活動を行う¹⁹。一般には、一つのアソシアシオンが区内のいくつかのアニメーションセンターを管理・運営している²⁰。

例えば、12区の場合、市のDJSと契約をしているのはアソシアシオンのクラジュ (CLAJE : Culture Loisir Animation Jeu Education) で、このアソシアシオンは1901年法に基づいて1980年に創設され、パリ市のアニメーションセンターの一つとして市と契約している。このアソシアシオンは、余暇および民衆教育²¹を引き受け、青少年の好む活動を優先的に扱い、社会（様々な階層、人種、地位の人々）及び世代相互の融合 (Mixité sociale et l'intergénérationnel)、そして、区にアニメーション活動を広げることを目的としている²²。

このアソシアシオンがさらに、四つのアニメーションセンター (Reuilly, Montgallet, Bercy, Villiot/Rapée) を管理・運営している (図2)。

DJSの主な役割は、予算の配分とこれらアソシアシオンとの契約、ガイドブックの作成である。予算については、DJSとアニメーションセンターとの契約には Déléation de service public と Marché public de responsabilité という二つの種類があり、予算が異なる。

前者は管理者であるアソシアシオンへの予算は少ないが、活動内容など運営に自由裁量の余地があり、運営責任も課せられる。後者は、DJSから、より多くの予算を受けとるが、活動内容に制限があり、アソシアシオンの責任は少なく、安定的な活動・運営を行うことができるものである (なお、この場合、受講者からの受講料はすべて市が管理する)。

アソシアシオンはこの二つの契約形態のど

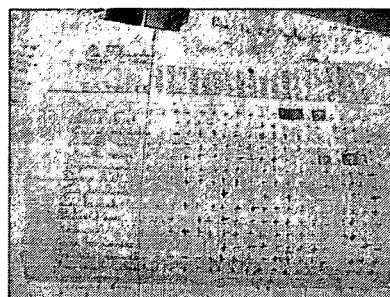
ちらかを選ぶことができる。このようなシステムは 2006 年からはじまり、それ以前は、前者のシステムだけであった²³。

DJS は、アソシアシオンに対して、活動内容を決定する際、後述するように、九つの活動カテゴリーに配慮して行うこと、様々な社会階層の人々をミックスすること、人数と部屋の関係などに配慮するように求めている²⁴。

一方、アソシアシオンは活動内容の決定およびプログラムの作成のほか、予算の管理、施設の管理、教師の人選・管理・給与の支払い、教材の選定等を行う。そして、末端の市民と直接かかわるアニメーションセンターは講座運営およびそれに伴う参加者の出席管理、年度末の行事（発表会）の組織等を行う²⁵。

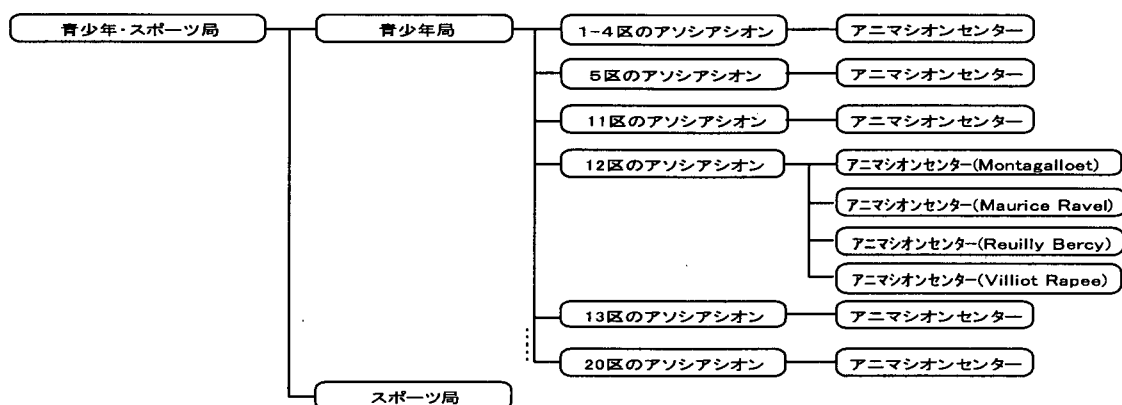
また、アニメーションセンターによっては、2006 年の 9 月の受講料改定と同時に各アニメーションセンターで会議を毎週行うようになった。この会議は、アニメーションセンターにおける運営の問題などをセンター長、秘書、教師、アニマトゥールらで議論するものである²⁶。

写真 1 出席管理ノート



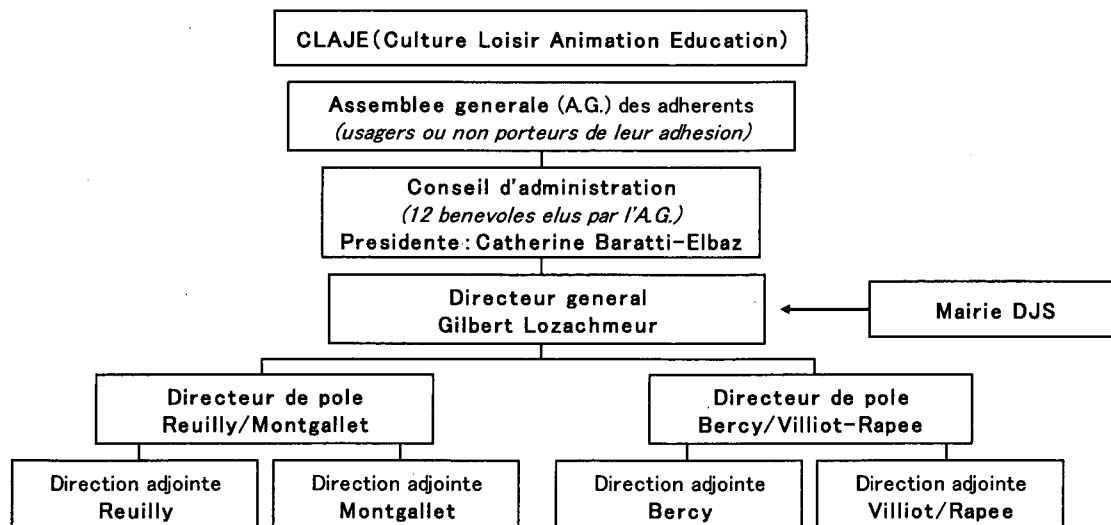
12 区アニメーションセンター所蔵（筆者撮影）

図 1 パリ市におけるアニメーションセンター管理・運営組織図



(筆者作成)

図 2 12 区アニメーションセンターの組織図



Centres d'animation du 12^e Arrondissement, « SAISON 2007-2008 », CLAJE, p.8

さらに会議の内容を 12 区の例で具体的にみてみよう。内部準備資料によると、2007 年 12 月の会議には 7 名の出席者の名が記され、会議の内容の構成は、学校議会計画となっている。最初に運営についての議論の後、CLAJE の活動の強化について特に若者の活動をより発展させること、ハンディキャップと環境などをテーマとして議論を行うとある²⁷。

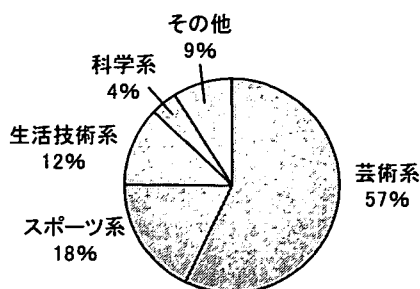
また、教育計画 (Plan de formation)、学校休暇計画 (Planning congés scolaires) では、授業のための開講時期などについての申し合わせなどもある。その他では、新しい教育方法についての問題や、セキュリティーのことなどが話し合われるようになっている²⁸。このように会議を設けることで、参加者及び現場の声を聞き、より民主的な方法でのアニメーションセンターの運営をすすめることができるようになっている。

なお、11 区のように、一つのアニメーションセンターを管理しているアソシアシオンもある。11 区のアソシアシオンは、規模としては、小さく、アニメーションセンターに関わる職員は、館長とディレクター (2 人)、受付、会計、サイバネテックス、若者アニマトゥール、メンテナンス、教師とアニマトゥール (animateurs) 全 48 名の配置となっている²⁹。

5. アニメーションセンターの講座活動の内容 講座の全体動向

次にアニメーションの活動内容について見てみよう。図 3 はパリ市のガイドブックから作成した子どものための活動の系列別グラフである。芸術系・スポーツ系・生活技術系・科学系・その他という系列別の配分では、芸術系の活動が 57% と多い。スポーツ系の 18% の 3 倍である。この 57% の内訳を説明するならば、楽器をはじめとする音楽活動・そして、美術系の水彩画やデッサン、イラストレーション、彫刻など様々なものがある。

図 3 パリ市全アニメーションセンタープログラムの活動系列別割合



Mairie de Paris, « Centres d'animation le guide 2007-2008 », p57-pp60 より作成

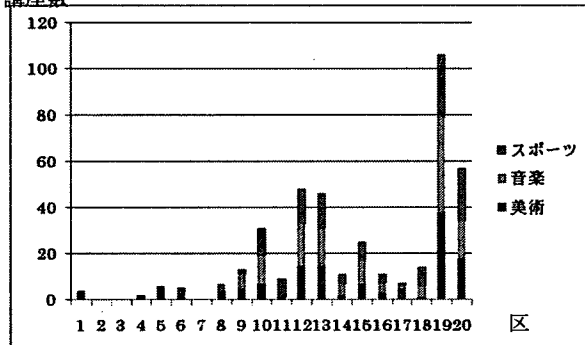
2006 年の改定によって、市は、九つのカテゴリーを設定することを各アニメーションセンターに義務付けた。それらは 1. ダンス (Danse)、2. スペクタクル (Arts du spectacle)、3. 手工芸 (Arts plastiques et décoratifs et activités manuelles)、4. 音楽：個人コース以外 (Musique)、5. 音楽：個人講座 (Ateliers de la musique individuel)、6. 運動 (Activités de mise en forme)、7. スポーツ活動 (Activités sportives)、8. ゲーム及び頭脳ゲーム (Jeux et jeux de l'esprit)、9. 言語 (Langues) である。特に、音楽に関しては、4. 「音楽：個人コース以外」と 5. 「音楽：個人講座」という二つのカテゴリーを設けている³⁰。さらに、スポーツ系・音楽系・美術系について区ごとの講座開講数について関係を見てみたい。

図 4 は、市のプログラムをもとに、スポーツ・音楽・美術に関する、区と講座数との関係を示したものである。縦軸が講座数、横軸が区を示している。19 区が一番多く、その次が 20 区そして、12 区、13 区などの移民の多い地区に集中している。スポーツおよび芸術の割合に関しては、芸術系が多く、音楽系が美術系よりもやや多く、アニメーションセンターの音楽活動が美術活動に並んで大きな役割を担っているといえる。

各区の子どもの人口との対応関係を見るとみると、例えば、19 区の子どもの数は 41248 人で、講座数は器楽芸術系で 41 講座になる。

それに対して 16 区の子どもの人口は 17821 人で器楽系は 4 つである。16 区の子どもの 2.315 倍の人数が 19 区に住んでいるが、講座の数は十分の一である。すでに述べたように 19 区および 20 区はパリ市内において、移民の多い場所であり、また、12 区および 13 区も中華街を含む移民系の市民の住む場所である。ここからは、アニメーションセンターが移民の子どもたちにとって大きな役割を果たしていることがわかる。

図4 区ごとのスポーツ・音楽・美術の講座数



Mairie de Paris, « Centres d'animation le guide 2007-2008 », p.57-pp.60 より作成

なぜ、区によってこのような違いがあるかについて、DJS 担当者は、まず、1 区から 4 区やパリの中心部はアニメーションセンターの施設の確保が非常に難しい状況になっており、また、スポーツに比べて、芸術活動そのものの種類が

多く、特に移民が多い地区への芸術奨励政策ではないと述べている³¹。しかしながら、現状においては、これらの地区のアニメーションセンターでは多くの芸術活動が細く設定されており、特に、音楽活動が多くを占めている。

さらに、市のガイドブックを音楽教育活動を楽器に焦点化して見てみると、アコーディオン、クラリネット、クラヴィーア（鍵盤楽器）、フルート、ギター、エレキギター、ピアノ、ジャズピアノ、シンセサイザー、サキソフォン、トランペット等となっている。また、アフリカ楽器としては、シロフォンに似たアフリカの打楽器、西アフリカの伝統打楽器、アフリカ系アメリカの打楽器など、また、インドのシタール、バグパイプなどがあり、他の分野に比してきわめて多くの音楽活動があり、クラシックやポピュラー楽器以外にも多岐に亘る種類の民族楽器の講座が設定されている³²。

次に、市の作成したガイドではなく、19 区と 8 区、16 区それぞれ各区が配布しているプログラムから活動内容を見てみよう(表 5・6)。このプログラムはさらに実際に近い講座状況を把握することができる。表 5 に示したのが、19 区の活動内容と講座数である。8 区および 16 区と比べて、音楽教育の活動も、ソルフェージュや音楽理論、コンピューターの音楽やスタジオについての教育など極めて多様である。これらを見ても、移民の多い地区に対して、多様な音楽教育が盛んに行われていることがわかる。

表 5 19 区 音楽教育講座と数 (授業時間は週 20 分から 30 分のものが多い)

19 区	数		数
アコーディオン 個人	5	ハーモニカ 個人	1
打楽器 個人	5	音楽入門 1段階	1
歌 個人	11	音楽入門 2段階	1
歌の入門(合唱)	3	音楽入門 3段階	1
Cithare 個人	1	ピアノ 個人	26
クラリネット 個人	2	ジャズピアノ 個人	1
コントラバス 個人	1	ピアノ 合奏-初級	2
ピアノ 共同エヴェイユ	22	ピアノ 合奏	2
リコーダー 初級	1	サキソフォン 個人	2
リコーダー -inties	1	トランペット 個人	2
リコーダー 合奏	2	ヴァイオリン 個人 I	4
フルートトラベルソ 個人	5	ヴァイオリンチェロ 個人	1

初めての大人のギター	1	歌の講座 (Atelier chant Rn'b)	3
ベースギター 個人I	2	コラール	2
ブルースギター 個人	1	器楽実践講座	4
ギター 個人	1	アフリカ打楽器-入門	1
ベースギター 合奏コース	2	乳児と親の音楽入門(18ヶ月〜3歳)	2
クラシックギター	6	乳児と親の音楽入門	19
クラシックギター 合奏-初級	7	親子音楽入門	1
クラシックギター 合奏	2	親子コルポ音楽エヴェイユ(Eveil corpo-musical)	1
クラシックギター 合奏(1an pratique)	1	親子コルポ音楽エヴェイユ(Eveil corpo-musical)	4
クラシックギター 合奏(2ans pratique)	1	音楽史	1
ギター 合奏	9	パーカッション	2
ギター 合奏-初級	3	アフリカのパーカッション -入門	1
ギター 合奏入門	12	ソルフェージュ	3
ギター 合奏	7	ソルフェージュ入門	1
エレキギター 個人	2	ソルフェージュ	1
クラシックフォークギター 初級	1	ソルフェージュ (collectif)	1
クラシックフォークギター 合奏-初級	1	録音スタジオ	7
ギター個人	1	M.A.O(コンピューター音楽)	6
ジャズギター 個人	1		

Mairie de Paris, Mairie du 19^e « Centres d'animation 2007-2008 », p.21-p.28 より作成

表6 16区と8区の講座名と講座数

16e		8e	
ピアノ	9	音楽のはじめ	3
ギター 個人コース(20min)	3	打楽器	2
エレキギター 個人コース(20min)	2	ギター	4
ヴァイオリン 個人コース(20min)	1	ピアノ	3
打楽器 個人コース(30min)	2		
音楽のはじめ	2		
ジャズアンサンブル	2		
合唱	1		

Mairie de Paris, ACTISCE, «Centres d'animation du sixieme arrondissement 2007-2008 »,p.13-p.14 より作成

Mairie de Paris, Mairie du 8^e « Centres d'animation 2007-2008 »,p.10 より作成

6. 授業時間・施設状況・教材

授業時間と設備状況

アニメーションセンターの1シーズンは学校とほぼ同様であり、参加者の登録時期にもよるが、凡そ9月・10月から翌6月までである。学校が休みの水曜日や土曜日なども行っており、学校のバカンス時期は別の内容を行う場合もある。4月から6月は年度末の発表会(ファンダニースペクタクル)がある。アニメーションセンターに通う子どもたちはそれを一つの目標として日々の学習をすすめている。

講座数の多い20区のアニメーションの音楽教育に関する講座数は、月曜日が8講座、火曜日が8講座、水曜日が47講座、木曜日が8講座、金曜日が15講座、土曜日が18講座である。水曜日が圧倒的に多いことがわかる。水曜日の

時間帯を見ると、他の曜日と異なり、午前10時から夕方までの時間帯になっている。他の区のアニメーションも同様に水曜日が多くなっている。これは、フランスでは1972年新学期以降、1週のほぼ中間に位置する水曜日を休みに変更することを決定したためである³³。

授業時間については、ピアノやギターなど個人レッスンは20分で、3人のグループレッスンの場合も一人あたり基本的に20分という配分で行うようになっている³⁴。また、ヴァイオリンについては二人で40分という設定もある³⁵。コンセルヴァトワールと比べて授業時間が短く設定されている。また、トランペット個人は30分、サキソフォンは20分・30分と分かれている。時間は、30分には15歳以上という年齢制限をつけている³⁶。このようなレ

ッスン時間の短さはコンセルヴァトワールには見られない。

楽器については、ソルフェージュ込みという表示はなく、ソルフェージュは別の講座として設定されているが、実際には器楽のレッスンの中で行っている場合もある。

例えば、12 区のアニマシオンセンター・ベルシーの場合は 30 分個人レッスン (20 分ピアノ 10 分ソルフェージュ)、また、1 時間に同時に 3 人のピアノ (ソルフェージュ込み) で行うようになっている³⁷。

また、1・4 区のアニマシオンセンター (Les Halles le Marais et annexe ST Honoré) に見るように、グループ活動については 10 人程度のほぼ同一年齢の子どもを一つのクラスにして教えている場合もある。コンセルヴァトワールと異なり、年毎の試験も規定の授業内容も定められていないために、かなり自由にロアジュール (趣味) として授業が行われる。また、子どもによっては、コンセルヴァトワールへ進学する者もいる³⁸。

次に、設備・楽器などに関して見てみよう。アニマシオンセンターに必要な設備は、アニマシオンセンターの最初の設置段階では、必要な設備はすべてパリ市が準備をする。そして、それ以降は設備・楽器のメンテナンス等はすべて各管理・運営をしているアソシアシオンで行う。

写真 2 はアニマシオンセンター・ベルシーの個人レッスンの部屋である。この部屋は、写真でわかるように、ピアノ個人レッスン専門の部屋ではなく、別のアニマシオンの活動にも使われる部屋である。角にアップライトピアノが設置されている (写真 3)。

写真 2 個人レッスン室



写真 3 個人レッスン用のピアノ

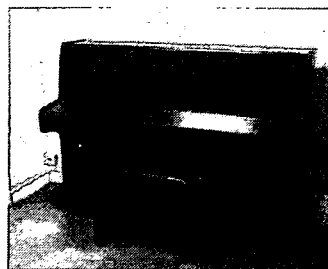


写真 4・5 はグループレッスンの部屋で先ほどよりも狭い。ここに設置されているピアノはすべてヤマハの電子ピアノ 120 の機種でヘッドフォンをつけてレッスンが行なわれる。その他のアニマシオンでもピアノは電子ピアノを使用している場合が多い。ベルシーではヤマハの電子ピアノ 120 が 3 台入っており、グループレッスンに用いるという。

写真 4 グループレッスンのピアノ 3 台
(YAMAHA)

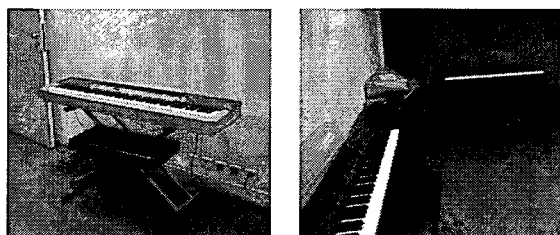


写真 5 グループレッスンのヘッドフォン



この他、音楽教育の講座数の多い 19 区では、楽器・機材はヤマハクラヴィーア (clavier YAMAHA mo8) が 1 台、コルグの電子ピアノ (Piano électrique Korg) が 1 台、ヤマハ打楽器 (batterie Yamaha) が 1 台、フェンダーベースアンプ (ampli bass Fender) が 1 台、ボックスギターアンプ (ampli guitare

Vox)が1台、フェンダーギターアンプ (ampli guitare Fender twinreverb) が1台、練習室 (32 m²)等などがあり、公立の小学校での設備に比べてかなり充実している³⁹。

また、この他、貸し部屋 (レンタルスタジオ) もある。ミッテラン政権における文化大臣ジャック・ラングは、文化概念を広げて、クラシック以外のポピュラー音楽、ロックなどについても支援の対象を広げ、アマチュア支援に力を注いできた⁴⁰。アニメーションセンターもアマチュア音楽家に活動の場を与える場所となっており、特に若者に対する優遇を行っている。例えば、19区では貸し部屋3時間についてアマチュアは6ユーロ、プロフェッショナルは18ユーロである。また、若者の創造活動を助ける目的で、28歳までの若いアマチュア芸術家について、週3〜4時間、最大2ヶ月間で、40ユーロの代金で貸している。音楽設備のあるスタジオについては、技術者なしの場合、1時間8ユーロ (10時間70ユーロ)、小さい録音スタジオは1時間12ユーロ、10時間90ユーロである⁴¹。これらスタジオでの練習の成果を発表する場として、「音楽祭」(フェットドラミュージック) やDJSによるアマチュアのためのコンテストの開催など、若者の音楽活動の奨励に当たっている⁴²。

アニメーションセンターの音楽講座の教材

次に12区のアニメーションセンターを例に具体的に使用されている教材を見てみよう。次に示したのはアニメーションセンター・ベルシーが現在所有しているピアノ及びソルフェージュの教材である。

〈ピアノ教材〉

- ・やさしいピアノ (Racime easy Piano John Philip)
- ・ピアノのための練習曲 (Dozen A Day pre-practice Technical Exercise for the piano)
- ・ピアノ実践集 (Dozen A DAY pre practice edna Mae Barnu)
- ・やさしいピアノ (Easy Piano Showstoppers)
- ・基礎コース ピアノメソッド (Michel ARON METHODE de PIANO cours Elementaire)
- ・ピアノはじめての1年集 (MA PREMIERE ANNEE DE PIANO Charles Herve et Jacquelin Poulard)
- ・ジャズピアノ (Piano jazz pour tous vol. 1)
- ・ボギーとベス選集 (Selection from Porgy and Bess)

- ・アンナ・マグダレーナ・バッハの練習帳 (Le petit livre de musique d'Anna Magdalena Bach)
- ・クラシックピアノ (Le piano Classique)
- ・ハノン ピアノ曲集 (Le Pianiste Virtuouse C.L. Hanon)

〈ソルフェージュ用〉

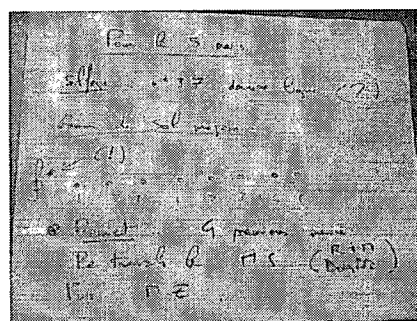
- ・ソルフェージュ実践コース (Cours PRATIQUE DE SOLFEGE Pierre Boutin)
- ・レクチャーノート (Lecture de note)
- ・ソルフェージュリズム (Solfège Rythmique)
- ・歌のソルフェージュ (Solfège Chante)
- ・F.M.440.1についてのソルフェージュ (DU Solfège sur La F.M.440.1 Jean Marc ALLERME)
- ・リズムとエチュード (Etude du Rythme GEORGES DANDELOT édition musicales Alphonse Eeduc)

この他、保存されている楽譜としてはギター関係のものがあるが、いずれも、ジャンルはクラシック音楽に限定されていない。また、日本のように、系統だったテキストではなく、水準においてもジャンルにおいても多様である。

パリ市のアニメーションセンターの音楽教育のための教材は、区によって異なるが、12区では、楽譜・ソルフェージュに関する音楽教材はすべてアニメーションが保存している。レッスンはこれらの教材についてはコピーをして使用している場合も多い。また楽器については貸し出される場合もある⁴³。さらに、日本ではソルフェージュといえば、音楽専門コースへ進む子どもたちが行う、視唱や聴音などであるが、パリ市のアニメーションセンターで行われるソルフェージュとは、基本的な楽典を意味している。

写真6は、12区のアニメーションが所蔵している子ども用のソルフェージュのノートである。G-Dur (ト長調) について#記号と音階が示されている。

写真6 ソルフェージュのノート



12区アニメーションセンター所蔵 (筆者撮影)

ソルフェージュのノートでは主として音符の長さを説明したものや、シャープ#やフラットbが半音下がる・上がるといったこと、拍子についてなどをノートに記述して説明している。ソルフェージュは、教材本があるのではなく、教師がそのままノート上で指導をしている⁴⁴。コンセルヴァトワールではソルフェージュが義務として課せられているが、ここでは、子どもに応じての必要最小限の指導であり、義務ではない。

7. アニマシオンセンターの音楽講座の教師・アニマトゥール

アニマシオンセンターにはアニマトゥールと教師が存在する。一般にはアニマシオンセンターのような社会教育の場では、アニマトゥールが講座の指導にあたっているといわれる⁴⁵。

アニマトゥールは1966年を契機に職務内容の明確化、資格制度の整備、養成制度が整備されていった。

まず、1966年に、フランス政府の青少年・スポーツ省内の作業グループは、アニマトゥールの職務内容を①組織・管理、②関係づけ（グループ内、グループ間、各グループの公権力の間の関係の形成・維持）、③教育・普及、④研究・評価⑤文化創造の五つとし、1970年通達では、「社会、教育、スポーツ、文化の活性化にあたる専門職員」として初めて正式にアニマトゥールを位置づけた。資格と身分には、国家資格・DUT・その他の資格・BASE（社会・教育アニマシオン適格免状）の3種類がある。

第一の国家資格は、DEFA(diplôme d'état relatif aux fonctions d'animation)で、3年課程の養成教育(①一般教育②アニマシオン体験③最終評価)によって資格が与えられる。この課程に入るための条件は3年の職務経験を有するか、社会・教育施設、スポーツ施設、文化施設において3年間アニマシオンの指導的役割を果たしたか、BASE取得者となっている⁴⁶。

教育課程は一般教育5単位(各160時間)

の理論と、200時間の実習からなる。一般教育の5単位は、管理・運営・組織に関わるもの、教育学・人間関係に関わるもの、アニマシオン技術、アニマシオンの社会的背景、選択単位の5つからなる。そして、この後試験を受けると次の、第二段階、アニマシオン体験にすすむ(9ヶ月)そして最終評価をへて資格を得る⁴⁷。

このように、アニマトゥールは育成されるのであるが、実際の区のアニマシオンセンターによれば、音楽教育に関わっているのは、このアニマトゥールだけではなく、教師の場合が多く、様々である。パリ11区のアニマシオンセンターでは38人の教師とアニマトゥールが登録されている⁴⁸。また、12区では国家のディプロマをもった音楽の教師が担当しており、1-4区ではアニマトゥール9人が各講座を担当している。

また、パリ市ではないが、ノルマンディー地方のカン市のアニマシオンセンター タンデムではアニマトゥールではなく音楽経験のあるディプロマをもたない教師が音楽講座を担当している。アフリカ楽器などを教える教師など、様々な音楽ジャンルに対応する教師たちは、豊富な音楽経験をもっていることが特に重要であり、その都度、音楽に関する経験を示した履歴書と面接によって採用を決めており、個々のアニマシオンセンターにおいて様々であるといえる⁴⁹。

なお、教師の管理はアソシアシオンが行い、複数の人事部をもつアソシアシオンでは、管轄しているアニマシオンセンターの範囲内で移動なども可能となっている。アソシアシオンによっては人事部において時間講師を雇うこともある。いずれにしても、ここでの教師は公務員ではなく、市は教師の採用・管理に関して一切関与しておらず、すべて、各アソシアシオンの責任となっている。アニマトゥールの場合の給与は青少年・スポーツ局(DJS)によれば、アニマトゥール協会(Convention collective d'animateur)で定められており、パリ市ではその最低賃金に対してプラス20パーセントの

給料が支払われている⁵⁰。

実際の教師の採用における契約については、例えば、1・4 区のアニマシオンセンターでは、アニメトゥールが音楽講座を担当しているが、ディレクトリスが面接をして、経験や雇用の形態を採用において契約する。年間を通じての契約 (Contrat duree indeterminée) と、バカンス時期に關しての契約 (Contrat duree déterminée) という 2 つの契約で採用されている。また、ノルマンディーのカン市のアニメシオンセンターでは、教師という身分ではあるが、いわゆる非常勤として採用を行っている⁵¹。

8. 結論

本稿は、音楽教育におけるパリ市アニメシオンセンターについて、その組織・運営・活動内容・教材・教師についての実際の状況を明らかにしてきた。これまでの考察をまとめると次のようになる。

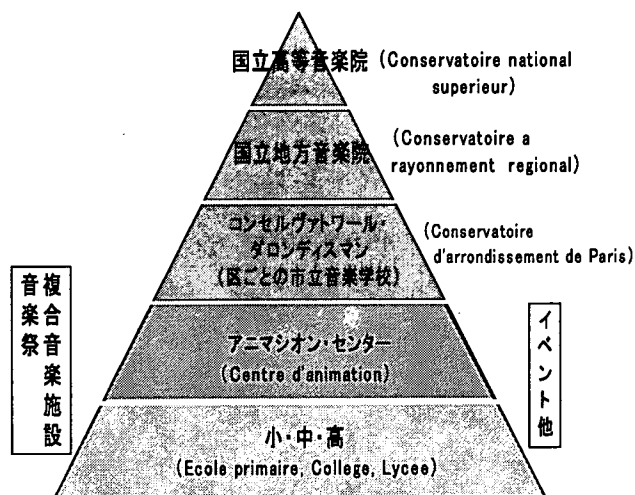
パリ市のアニメシオンセンターは 80 年代に登場したもので、それ以前は個別に MJC の活動として行われていたものである。特に 2000 年以降増設が進み、近年においてはさらに、市民に即した具体的次元での細かな民主化の改革が実際には行われている。その主なものをここで挙げると、まず、区によって異なる授業料システムを廃して基本的には他の活動と同様、家族の構成・収入状況に応じた市内統一の料金に改定し、さらに、時間単位や活動の参加人数に応じて料金が細かく設定されている。

また、2006 年の改定に伴って、パリ市の DJS が、プログラムに關して九つの活動カテゴリーを設けたことによって、市内のアニメシオンセンターの活動は基本的に共通カテゴリーを保ち、地域の差が解消される方向へと改革された。

さらに、市とアソシアシオンとの予算配分に關して、二つの契約形態が設けられ、より市から独立した形を選ぶのか、市にやや依存した形をとるのかを、アソシアシオンが選択できるという新たな方式が採用されたことが明らかに

なった。これによってアソシアシオンは運営の安定性をある程度保つことができ、以前よりも多くのアソシアシオンに契約の機会が開かれたことになる⁵²。

図 5 「音楽の民主化」からみたフランスの子どものための音楽教育システム



2007-2008 調査により作成

次に、このアニメシオンセンターのフランス音楽教育システムにおける位置づけを試みてみよう。図 5 は、フランスの「音楽の民主化」の観点から子どもを対象とした音楽教育システムを示したものである。アニメシオンセンターは、コンセルヴァトワールと義務教育学校との中間的位置にあると結論づけることができる。コンセルヴァトワールは基本的に各区に一つずつのみである⁵³。それに対して、アニメシオンセンターは、各区に 2 ないし 3 以上の数が設置されており、設置数は年々さらに増加する予定となっている。設置数が多いことによって、子どもにとっては家から距離的に近いアニメシオンセンターに通うことが可能となり、コンセルヴァトワールよりも参加の機会が開かれているといえる。従ってコンセルヴァトワールより、多くの市民が空間的にアクセスできるようになっている。その意味で、これを「空間の民主化」(筆者)と呼ぶことができる。

さらに、コンセルヴァトワールが、年齢や進級に制限を設け、ソルフェージュおよび演奏の

試験に基づいて退会や入会を管理しているのに対して、アニマシオンセンターでは再入会や退会は自由であり、試験等も無い点でもアクセスがしやすい⁵⁴。

また、経済的負担に関しても、アニマシオンセンターはコンセルヴァトワールよりも開かれているといえる。パリ市はアニマシオンセンターのみならず、コンセルヴァトワールも QF に応じた授業料金の統一のための改定をおこなっている。しかしながら、アニマシオンセンターは、コンセルヴァトワールと比較して、短い授業時間で区切られているために、予算に応じて参加者は安い金額で音楽講座を受講することができる。また、区によっては、楽譜の購入・楽器の購入に関する利用者の負担を避けるために、楽譜のコピー、楽器の貸し出しなども行っている。これらは、コンセルヴァトワールでは見られないものである。この意味で「料金の民主化」(筆者)がなされているといえよう。

教育内容についてみるならば、コンセルヴァトワールは文化・コミュニケーション省およびパリ市の文化担当局 (DAC) が厳密に音楽水準と音楽ジャンルを管理している。そこでは、西洋近代音楽と現代音楽、古楽そしてジャズにおいて、伝統的な音楽的アカデミズムの系譜に位置づく教育内容を主とする指導が行われている。これに対して、アニマシオンセンターでは民族音楽楽器やポップミュージックに関する楽器などを含めて多様な音楽ジャンルが体験できるようになっている。

このジャンルの多様さは音楽指導者の点にも反映されている。すなわち、コンセルヴァトワールの教師は、クラシック、ジャズ、古楽に関する音楽的なアカデミックルートで訓練を受けた有資格者であり、各コンセルヴァトワールおよび音楽学校の種類によって厳密な基準で教師の配置や労働時間が決められている。そして、教師の教授内容・方法においても基本的には伝統的な「教え－教えられる (enseignant-enseigné) 関係」におけるプログラムが用意されており、パリ市で定められて

いる。教師の教育内容・方法は、ソルフェージュの義務や年度毎に行われる試験システム・試験曲、コンセルヴァトワールが開催するマニフェスタシオン (例えば、門下生毎の発表会) を意識している。一方、アニマシオンセンターについては、コンセルヴァトワールのような資格を基準とせずに採用され、様々な音楽経験者が指導に携わっている。この点も大きな違いがある。

また、アニマシオンセンターは音楽に限定されない、様々な文化・スポーツ活動の場であり、アニマシオンセンターに学びに来ることは同時に、他の絵画や芸術・文化活動そして、それを行う様々な人々に接する機会を提供する場となっている。この点も、音楽・舞踊教育を中心とするコンセルヴァトワールと大きく異なり、より様々な文化及び人々との交流ができる場となっている。

90 年代後半以降の「文化の民主化」政策の実際は、従来の芸術や文化の明確なジャンル区分を超えて様々な他文化との相互交流を図るようになってきているが⁵⁵、コンセルヴァトワール、特にパリの区のコンセルヴァトワールは音楽の専門領域を出て他と交流する機会は極めて少ない。しかしながら、アニマシオンセンターはその施設そのものが、様々な他の文化やスポーツ活動を行う場となっており、文化のジャンルを超えた交流の可能性、すなわち、近年の「文化の民主化」、「音楽の民主化」の動向を特徴づけている。

このようなコンセルヴァトワールとの違いはアニマシオンセンターが余暇 (ロアジュール) を目的とし、音楽技能の向上のみを主眼に置いていない施設であるところから導かれている。さらにいえば、これまでの考察から明らかなようにアニマシオンセンターは、音楽活動というものが地域や国籍、宗教、人種、年齢によって多様であることを利用しつつ、様々な人々の社会的ミックスと結合を積極的に狙っているといえることができる。

アニマシオンはそもそも 1950 年代末頃から

の高度経済成長の過程における急速な都市化の中で、崩壊しつつあった人間の社会的結合を蘇生する切り札として民衆教育に代わる理念を体现するものとして活動が行われ始めた。それは従来の、民衆に対する「優れた文化」の普及という啓蒙的な性格を強く担っていた民衆教育に対して、寧ろ、多くの人々の自発性を喚起し、人々間のコミュニケーションや共同関係を再構築していくことを眼目とするものであった⁵⁶。現在のパリ市のアニメーションセンターには、上記の理念が現場において目指されているということができよう。

次に、アニメーションセンターと義務教育、特に小・中学校との違いである。図5が示すようにアニメーションセンターは義務教育(高校は除く)の上に位置するということがわかる。義務教育が無償であるのに対して、アニメーションセンターはQF料金システム導入など、広く市民に開かれているが、受講料負担がある。参加はあくまでも、子ども本人およびその親の選択にかかっており、義務教育におけるそれに比べて、アニメーションセンターへのアクセスは限定され、狭められたものであるといえる。

しかしながら、教育内容や授業に関しては、音楽設備や個人レッスン、時間設定、ジャンルの多様性など、アニメーションセンターがはるかに充実している。フランスの義務教育学校では、学校での部活動やクラブは存在せず、通常の音楽室でさえ、ピアノや電子ピアノが設置されているのは稀な状況であるからである⁵⁷。教師についても多様な音楽経験をもつ教師が存在する。このような意味で、アニメーションセンターは義務教育とコンセルヴァトワールの中間層に位置する音楽教育システムの一つと位置づけることができる。

以上の考察からいえるのは、これまで、アニメーションセンターの活動における音楽教育は、専門的な音楽教育機関ではないために低い評価が与えられ、音楽教育システムにおいて十分位置づけられずにきた。音楽教育システムとして小中高の上に、そして、コンセルヴァトワ

ールの下位にありながら、アマチュア音楽市民の形成を担う役割を果たしているといえる。現代のフランスにおいては、音楽教育においてアマチュアの支援や形成が「音楽の民主化」政策の実際において重要な位置を占めている。そして、現実にもアマチュア市民が増加をしている現状をみると、アニメーションセンターにおける役割は極めて重要であるといえる。

今後の課題

今後の課題として、パリ市以外の地区における音楽教育システムとアニメーションセンターの考察も求められる。例えば、ノルマンディー地方のカン市においても、アニメーションセンターという名称でほぼ同様の活動がみられる。その他地域においても、アニメーションセンターの役割に関する地域差を検討する必要がある。

¹ パリ市の担当者によれば、アニメーションセンターはパリ市の固有の名称であるという。もとはMJCと呼ばれるもので、市内のMJCを総称して「アニメーションセンター」と独自に名付けているようになったという。したがって、ここでは、固有の名詞として「」で表記した。以下の議論もそのように扱い進めることにする。但し、以下の表記は「」を省略する。

Bertrand de Tchaguine氏(Direction de la jeunesse et des Sports Sous-direction de jeunesse Chef du Bureau des Centres d'animation)へのインタビュー。2007年12月11日。なお、筆者の2007年から2008年にかけてのそれに関する補足調査では、MJCという用語を使用している地域が多いが、一部の地方にアニメーションセンターという同様の用語を用いている地域があることを確認した。ここでは、同種の活動を行ってはいないが、市との関連はなく、個々のアソシエーション独自のシステムで運営がなされている。

² アンドレ・マルロー以来の「文化の民主化」政策の一つの流れであり、80年代においてはジャック・ラングに引き継がれ現在にいたる政策を意味する。文化政策研究で使用されている「文化の民主化」に倣って「音楽の民主化」とここでは表現する。拙稿「フランスの科学教育と市民の形成—「科学の祭典」における科学の普及と「音楽の民主化」」『専修大学自然科学研究所所報』専修大学自然科学研究所 2008年3月を参照されたい。

3 例えば、Gérard Ganvert “L’enseignement de la musique en France” (2005) や、パリ市の 2002 年までを扱った Claire Fijalkow

“Deux siècles de musique à l’école – Chroniques de l’exception parisienne 1891-2002” (2003)、Anne Veitl et Noémi Duchemin (2000) では、パリ市のアニマシオンセンターへの言及はない。

4 拙稿「音楽の民主化と市民の形成—コンセルヴァトワール・ダロンディスマンを中心として—」『女子栄養大学紀要』第 39 号、2008 年 12 月、「パリ市アニマシオンセンターにおける管理・運営と音楽講座活動の実践—音楽教育における『音楽の民主化』の手法—」女子栄養大学栄養科学研究所、『女子栄養大学栄養科学研究所年報』2008 年 4 月 20 日提出受理、2009 年刊行予定、「フランス コンセルヴァトワールにおける評価システム—パリ市における「音楽の民主化」政策の実践—」教育目標・評価学会紀要 19 号、2009 年 11 月刊行予定、「フランス「音楽の民主化」政策における複合音楽施設の運営と学校用プログラム—「教科外活動」における「音楽に親しむ」活動に関する一考察—」全国到達度評価研究会教科外教育分科会『教科外教育と到達度評価』12 号、2009 年 11 月刊行予定。尚、本稿は、『女子栄養大学栄養科学年報』(2008 年 4 月)における考察を加筆したものである。

5 MJC 研究としては、例えば、小野田正利「フランスにおける「青年と文化の家」(1) (2) —社会教育機関の独立性と自立性—」『月間社会教育』1981 年 1・2 月号がある。

6 前掲、Bertrand de Tchaguine 氏へのインタビュー。なお、11 区のアニマシオンセンターの資料によると、1962 年に Maison des jeunes et de la culture Paris Mercœur として生まれたとある。Centre d’animation MJC Paris Mercœur, « SAISON 2007-2008 », point cyb, p.3.

7 末本誠「「社会の主体形成と施設」—フランスの「文化の家」と「青年と文化の家」189 頁・190 頁、藤岡貞彦編『社会教育の計画と施設』日本の社会教育 第 24 集 1980 年。

8 小橋佐知子、「社会文化活動とアニマシオン」(原田種雄ほか編『現代フランスの教育』早稲田大学出版部 1998 年)296 頁・98 頁、302 頁・303 頁。なお、岩橋恵子「フランスの民衆教育—「いま一つの生涯教育」の考察として—」(新海英幸 牧野篤編著『現代世界の生涯学習』大学教育出版会 2002 年)において、音楽に関してではないが、フランスの民衆教育の歴史においてアニマシオンの制度化等を明

らかにしている。

9 Mairie de Paris “Centres d’animation Les Tarifs 2006-2007” 局長の挨拶の項。

10 同上、局長の挨拶の項。

11 前掲、Bertrand de Tchaguine 氏へのインタビュー。

12 Mairie de Paris, “Centres d’animation le guide 2007-2008” ,p3.

13 人口に対するアニマシオンセンター数、講座数(後述)を比較しても、北部・南東部に多く集中している。各区の人口については、Mairie de Paris, “City of Paris A Guide to City Services” Arrondissements の項による。この資料は資料自体には出版年が記載されていない。筆者が 2007 年調査において、パリ市役所において、現在のパリ市内の人口状況についての資料請求に対して提供されたもので、人口については、現在の状況は Chiffres population INSEE recensement 1999 に基づき作成されたもので把握しているとの回答であった。従って、ここでの数値はそれに従ったものである。

14 Mairie du 5^e Arrondissement, “Centres d’animation SAISON 2007-2008” ,p19.

15 前掲、Mairie de Paris “Centres d’animation Les Tarifs 2006-2007” 局長の挨拶の項。

16 12 区 アニマシオンセンター(ベルシー)、第二回調査。センター長へのインタビュー。2007 年 12 月 8 日。

17 この点に関して、現場の理解では、この改定で多くのこれまでにない層のアクセスが可能となりこのシステムが機能していると捉えている。前掲 12 区、センター長へのインタビュー。および 1-4 区アニマシオンセンター長(A.Chabert 氏)へのインタビュー。2008 年 3 月 17 日。なお、12 区アニマシオンセンターによれば QF のカテゴリーの比較的裕福な中の上以上の住民にとっては、従来より負担が多くなり、そのカテゴリーの住民については参加する人が減り、他のコンセルヴァトワールを選択するものが増えるようになったという。しかし、多くの様々な社会階層の人々が参加するようになったという。前掲 12 区アニマシオンセンター・ベルシー 第二回調査、センター長、受付担当者へのインタビュー。この点に関しては、1-4 区のディレクトリスによれば、この地区においてはそのような変化はないという。また、現場の理解では、例えば、アニマシオンセンターの 1-4 区のディレクトリスおよび、12 区のディレクターからの現場での認識も、この改定で多くのこれまでにない層のアクセスが

可能となりこのシステムが機能していると捉えている。前掲 1・4 区ディレクターへのインタビュー。前掲、12 区 第二回調査 センター長へのインタビュー。

¹⁸ 本間真由美「フランスにおけるアソシアシオンと学校の連携制度」フランス教育学会第 15 集 2003 年 19 頁・23 頁。

¹⁹ 前掲 Bertrand de Tchaguine 氏へのインタビュー。

²⁰ Centre d'animation MJC Paris Mercœur, « SAISON 2007-2008 », point cyb, p.2.

²¹ 12 区は、パリ市の「アニマシオンセンター」の一つとしてパリ市と契約し、自己の活動を「民衆教育を引き受け」と表現しているのであるが、「民衆教育」の概念と「アニマシオン」とをどう区別し、関連づけて「アニマシオンセンター」としての活動に参加しているのかについては、現在のところ、アソシアシオン発行の「アニマシオンセンター」資料およびインタビューなどでは不明確であった。その区分に、現場がどこまで自覚的であるかについても明確ではない。岩橋恵子によれば、「民衆教育」とは「アソシアシオンによってもたらされた教育民主化プロジェクトであり、学校教育を補完し市民を育成することを目的」としており、「アニマシオン」はそれら(民衆)教育活動・余暇活動の組織化であり国家政策化されたより広い社会プロジェクトであるという。そして民衆教育に対峙するイデオロギー的役割も担うことになったとある。Genevieve Poujol・

Jean-Marie Mignon “Guide de l’animateur socio-culturel” 2005.岩橋恵子監訳『アニマトゥールーフランスの社会教育・生涯学習の担い手たち』— 明石書店 2007 年 16 頁。

²² Centres d'animation du 12^e Arrondissement, « SAISON 2007-2008 », CLAJE, p.8.

²³ 前掲、1・4 区アニマシオンセンター長へのインタビュー。

²⁴ 前掲、Bertrand de Tchaguine 氏へのインタビュー。なお、12 区の第一回受付担当者インタビュー、2007 年 10 月 27 日によれば、2006 年 9 月 1 日の Loi du Marché 30 によって、青少年・スポーツ局は、アニマシオンセンターに対して、市が許可を与えるものとなっている。

²⁵ 1・4 区、5 区、12 区、13 区の受付担当者に対するインタビュー。2008 年 3 月 17 日 (1~4 区)、2008 年 2 月 20 日 (5 区)、2007 年 10 月 27 日 (12 区)、2007 年 10 月 10 日 (13 区)。

²⁶ 前掲、12 区 第二回調査、センター長へのインタビュー。

²⁷ Planning congés scolaires, Formation,

Divers; Groupe de travail gala de danse, précisions sur l'intervention, Formation aux premiers secours (Documents Marché 30, Préparation 14 /12/ 07, AG du 19 /12)

²⁸ Gibert Lozachmeur le 5 /12/ 07、

« Coordination 4 /12/ 07 » Centre d'animation 12^e

²⁹ 11 区 アソシアシオン MERCOEUR によるアニマシオンセンタープログラム 2007-2008。

³⁰ Délibération affichée l'Hôtel de Ville et transmise au représentant de l' Etat le 02 AVR. 2007, Extrait du registre des délibérations – Séance des 26 et 27 mars 2007. 2007 DJS 304 Tarifs applicables aux usagers des centres d'animation de la Ville de Paris à compter de septembre 2007. Mme Clémentin AUTAIN, rapporteure, p.5. (以上、原文表記のままによる)。

³¹ Jeunesse et Sports Paris 25 Bd. Bourdon にて、前掲 TCHAGUINE 氏へのインタビュー。なお、前掲 12 区の第一回インタビューによれば、2006 年 9 月 1 日の Loi du Marché 30 によって、DJS は、アニマシオンセンターに対して、市が許可・不許可を与えるのであるがそれは、区の提出するプログラムに関して、子どもたちにうまく適応しているかどうか等を判断しているという。

³² なお、楽器以外には、歌・合唱・コメディ ミュージカル・合奏・ジャズボーカル・アンサンブル・即興・コンピューター音楽・ソルフェージュなどがある。前掲 Mairie de Paris, “Centres d'animation le guide 2007-2008”, p.59.

³³ 1972 年 2 月 10 日付通達、5 月 12 日付省令と通達。実際の音楽関係講座への参加数についても、1・4 区のアニマシオンセンターでは、目覚めの音楽 (Éveil Musical) の火曜日、水曜日のグループクラスに限っても約 60 人の参加者がいる。

³⁴ Mairie du 5^e ARRONDISSEMENT « Centre d'animation Saison 2007-2008 », p.11.

³⁵ Mairie de 12 CLAJE « Centre d'animation Saison 2007-2008 » REUILLY, p.38.

³⁶ Mairie de Paris 20^e « Centre d'animation Saison 2007-2008 » Centre d'animation Amandiers, p.15.

³⁷ Mairie de 12 CLAJE « Centre d'animation Saison 2007-2008 » BERCY, p.15 および、前掲、12 区アニマシオンセンター・ベルシーへの第一回調査。受付担当者への

インタビュー。

³⁸ 前景、1-4 区 Centres d'animation センター長 (M. A. CHABERT) 氏へのインタビュー。

³⁹ Mairie du 19^e Centres d'animation Saison 2007-2008, p.50.

⁴⁰ 大衆文化に支援の典型例として、従来文化省から殆ど無視されてきた大衆音楽の支援があり、ジャズ・シャンソン等への支援に約 199 万フラン (83 年度) が使用された。久井英輔「芸術・文化への公的支援と「正統性」の問題—1980 年代フランスにおける文化省の政策を事例に—」東京大学『生涯教育・社会教育学研究』第 25 号、2000 年 23 頁。

⁴¹ Mairie du 19^e Centres d'animation Saison 2007-2008 50 頁。

⁴² 1-4 区のアニマシオンセンターでは、オウディトリウムシアターがあり、そこでは、ファンダニースペクタクルや、同区のコレージュとの協力で発表会、アーティストらのスペクタクル、コメディーなどが、市の負担によって 9 ユーロ程度の料金で見ることができるようになっている (口絵)。

⁴³ 1-4 区の場合は楽譜はコピーではなく個人が購入しているという。(前掲 1-4 区インタビュー)。また、ノルマンディー地方のカン市のアニマシオンセンター タンデムでは、楽譜は一般に購入せず、コピーによってクラスはおこなわれているという (第二回カン市調査 アニマシオンセンター タンデム プレジデントへのインタビュー、2008 年 2 月 13 日)。しかし、子どもによってはメトードローズなど 2 冊ほどの楽譜を個人で購入している場合もみうけられた。

楽譜の大手としては、LIBRAIRIE MUSICALE DE PARIS がある。この書店ではメソッド (全般的な教材、視覚的に説明のある教則本)、エチュード (練習曲)、曲 (アンナ・マグダレーナ・バッハなど) といった大きく楽譜を分類して捉えているが、実際は様々であるという。この書店にハノン、チェルニーなど、日本と同様の楽譜もあるが、それ以外の、子どもの教材用のさまざまな楽譜が多数扱っており、教師たちは小学生段階の子どもたちにはそれらから選ぶことが多いという (Paul beuscher Librairie musicale de Paris 地下 1 階売り場担当者へのインタビュー 2007 年 11 月 29 日)。

⁴⁴ ソルフエージュ 手書きノート。Centres d'animation 12^e, Paris 所蔵。

⁴⁵ パリ市の DJS の担当責任者も指導者はアニマトゥールであるとの回答を行っている。前掲、Tchaguine 氏へのインタビュー。

⁴⁶ L'animation socio-éducation で、適正資格

の正規有資格者 (Ministere Jeunesse et Sports DEFA) の項。

www.jeunesse-sports.gouv.fr

ministre/323.html last acces 2008 年 1 月 16 日。

⁴⁷ 前掲、小橋佐知子 298 頁・301 頁。ここではアニマシオンセンターの音楽領域を担当するアニマトゥールは一般教育においては、「アニマシオン技術」の単位の中で選択 (音楽表現) の中で訓練されるということになるといえる。岩橋恵子「フランスにおけるアニマトゥールの職業化過程の特質—アニマトゥールの今日的・性格枠組みの誕生—」(新海英行・牧野篤『現代世界の生涯学習』2002 大学教育出版) も参照されたい。

⁴⁸ Centre d'animation MJC Paris Mercœur « SAISON 2007-2008 » point cyb 2 頁。音楽活動を担当する教師についても区によって様々である。

⁴⁹ 前掲、タンデム プレジデントインタビュー。

⁵⁰ 前掲、Tchaguine 氏へのインタビュー、2007 年 12 月 11 日。

⁵¹ 前掲、1-4 区 Centres d'animation センター長へのインタビュー。前掲、タンデム プレジデントへのインタビュー。

⁵² なお、契約に伴って市では現在のところ活動内容に関しては既に述べた九つのカテゴリーと参加者が一部の人種や階層に集中しないことを求めているが、この他の市のアソシオンに関するアニマシオンの管理・運営に関しては、市からの独立性との関連で今後さらに考察する必要がある。

⁵³ 以下、コンセルヴァトワールについては、拙稿「音楽の民主化と市民の形成—コンセルヴァトワール・ダロンディスマンを中心として—」『女子栄養大学紀要』第 39 号、2008 年 12 月を参照されたい。

⁵⁴ もっともコンセルヴァトワールも義務教育ではないため退学は自由であるが、一旦、入学してしまうと、受講内容や演奏試験や各種の発表会に聴衆として参加するなどの多くの義務が存在し、試験に不合格になると、進路変更を迫られることになる。したがって、アニマシオンセンターほど身近なものではない。Mairie de Paris, “Conservatoires municipaux d'arrondissement Règlement pédagogique des études musicales ” septembre 2003, p.8-pp.9.

⁵⁵ 拙稿「フランスの科学教育と市民の形成—音楽の民主化との関連」2008 年 3 月。また、アジアおよび世界の音楽の民主化を進めてい

るアソシアシオン Maison des Arts et Cultures Archipels(Archipels)のディレクターJean-Claude LEMENUEL氏によれば、近年の音楽の民主化の現場での動向の一つとして、ジャンルを越えた相互関連が特徴的であると述べている。インタビュー、2008年1月18日。

⁵⁶ 岩橋恵子、前掲論文、2002年、215頁・216頁。

⁵⁷ フランスでの小学校一般にパリ市内においてさえ、ピアノなどの楽器の設備があるところは多くないのが現状である。パリ13区アラゴン小学校、音楽教師M.F.Gouars氏へのインタビュー、2007年6月22日。

*本文および注の中でのCentresおよびCentreの表記については、第一次資料の表記そのままに従った。それ以外の筆者のインタビューなどについては、Centresと表記した。